

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第1回小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成28年12月5日(月)午後6時から午後7時50分まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	<出席者:8名> 大江会長・四阿副会長・三島委員・石倉委員・佐野委員・三橋委員・吉田委員・柿崎委員 <欠席者:1名> 二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者(二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会)未選出のため	
	事務局	小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長・冨田・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	4人
会議次第	0 開会 1 委嘱式(委嘱式、委員紹介、会長・副会長の選出) 2 協議事項 議題1 検討会議の位置づけ 議題2 清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール(案) 議題3 清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理について 3 報告事項 報告1 第1回協議会の報告 4 その他		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年1月25日(水)小金井市役所第2庁舎8階 801会議室		

## 開 会

○小野ごみ対策課長 時間になりましたので始めさせていただきたいと思ひます。

これより清掃関連施設整備基本計画検討会議を開催させていただきます。

私、小金井市環境部ごみ対策課長の小野と言ひます。よろしくお願ひいたします。

本日は第1回目でもありまして、本検討会議の正副会長の選任の手続を行つてございませぬので、暫定的に私のほうで進行をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本検討会議は、小金井市清掃関連施設整備基本計画を平成28年、29年度において策定するに当たりまして設置をさせていただくものです。第1回目がこの時期となり、ご多用中にもかかわらずご参集くださいましたことを厚く御礼申し上げます。

## 委員の出席状況

○小野ごみ対策課長 本日は、二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者につきましては、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会からの選出委員が現在のところ決定してございませぬので、本日は欠席の扱いとさせていただきたいと思ひます。

## 資料確認及び会議録について

○小野ごみ対策課長 本日の配付資料及び会議録について事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（富田） 皆様のお席の前に委嘱状、委員名簿、小金井市一般廃棄物基本処理計画、それから平成28年度一般廃棄物処理計画、平成27年度清掃事業の概要（平成26年度版）としてございませぬ。それと小金井都市計画図、本日の次第です。

資料1として「検討会議の位置づけ」、資料2として「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱」、「小金井市中間処理場運営協議会に関する協定書」、「小金井市中間処理場運営協議会に関する協定書の一部を変更する協定書」、「小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議設置要綱」、「小金井市廃棄物減量等推進審議会規則」、次に「小金井市ごみ総合対策推進本部設置要綱」、「小金井市庁議に関する規則」、以上を資料2としております。次に、資料3として「清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）」、次に、資料4として「清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理」、次に、資料5として「第1回協議会の報告」、以上でございます。

不足等ございましたら、事務局までお伝えください。

また、本検討会議は会議録を作成し、公開させていただきます。皆様の前にお一人ないしはお二人に1つの割合でマイクを設置させていただいております。発言に当たりましては挙手をしていただき、会長が指名いたしましたらお名前をおっしゃっていただいてから発言をお願いいたします。

以上です。

## 1. 委嘱式

### 委員紹介

○小野ごみ対策課長 それでは、次第1の委嘱式についてでございます。

皆様のお手元の資料の一番上に委嘱状を配付しております。本来はお一人ずつ委嘱させていただくものと存じますが、机上配付となりましたことをご了承いただければと思います。

引き続き、委員の紹介に移らせていただきます。

お手元の委員名簿とあわせてご確認ください。事務局でお名前をお呼びいたしますので、一言挨拶をいただければと思います。

学識経験者委員の四阿秀雄さんでございます。

○四阿委員 四阿でございます。ちょっと読めない名字ですがけれども、これで「あずま」と読みます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 学識経験者委員として、小金井市廃棄物減量等推進審議

会から代表でご参加いただいております大江宏さんでございます。

○大江委員 大江です。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者といたしまして、現時点では選出されておりませんが、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会から選出をいただく予定でございます。

続きまして、小金井市中間処理場周辺の関係団体の代表といたしまして、小金井市中間処理場運営協議会選出の三島好郎さんでございます。

○三島委員 三島でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 公募市民委員の石倉秀一さんでございます。

○石倉委員 石倉です。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 公募市民委員の佐野洋二さんでございます。

○佐野委員 佐野でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 公募市民委員の三橋誠さんでございます。

○三橋委員 三橋です。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 関係行政機関の職員といたしまして、東京都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課長の吉田茂幸さんです。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 市の職員といたしまして、小金井市環境部長の柿崎健一でございます。

○柿崎委員 柿崎です。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境部ごみ処理施設担当課長の藤田でございます。

○藤田ごみ処理施設担当課長 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 同じく、中間処理場担当課長の石阪でございます。

○石阪中間処理場課長 石阪でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 同じく、ごみ対策課減量推進係長の富田でございます。

○事務局（富田） 富田でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 同じく、ごみ対策課専任主査の佐藤でございます。

○事務局（佐藤） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 同じく、ごみ対策課減量推進係主任の山下でございます。

○事務局（山下） 山下でございます。よろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 改めまして、私、ごみ対策課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

今回の業務について、専門的知見も必要であることからコンサルタント会社の株式会社日建設計の皆さんにご協力をいただいております。

○日建設計（高津） 日建設計でございます。よろしくお願いいたします。

### 副市長挨拶

○小野ごみ対策課長 続きまして開会の挨拶でございますが、本日は第1回目の検討会議でございますので、小金井市長西岡より皆様方へ一言ご挨拶をさせていただき予定でございましたが、所要により参加がかなわなかったため、副市長の上原よりご挨拶をさせていただきます。

○上原副市長 改めまして、皆さんこんばんは。副市長の上原でございます。

本日はお忙しいところ、またこのような時間帯にお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。

協議が始まる前に一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場につきましては、昭和33年から調布市、府中市、小金井市の3市の可燃ごみを共同処理し、施設の老朽化に伴いまして平成19年に全焼却炉の運転を停止したところでございます。焼却場跡地周辺にお住まいの皆様方につきましては、長年のご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、貫井北町の間処理場につきましては、昭和61年に稼働開始し、現在、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理を行っているところでございます。施設周辺にお住まいの皆様方には日ごろよりご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

今般、老朽化いたしました中間処理場や新庁舎等建設予定地にある空缶・古紙等処理場等の不燃ごみ、粗大ごみや資源物の中間処理施設の再配置を行うこととなりました。二枚橋焼却場跡地と中間処理場敷地を移転先候補地として施設の適正配置を検討させていただきたく、周辺自治会等の皆様と協議をさせて

いただく場といたしまして、先日、協議会を開催したところでございます。協議に当たりましては、丁寧に説明させていただくことはもとより、周辺にお住まいの皆様方のご意見をしっかりと伺いながら進めてまいりたいと思っております。

本検討会議委員の皆様におかれましては、2つの協議会代表者の方のほかにも、学識経験者といたしまして、廃棄物減量等推進審議会から会長職のご経験も豊富な大江先生、それから東京都OBであり廃棄物処理の技術面に深い見識をお持ちの四阿先生にも参加をいただいております。また、東京都からも多摩環境事務所廃棄物対策課から吉田課長に参加をいただいております。公募市民のお三方には、本市の清掃行政に対し一方ならぬ思いをお寄せいただいております。

委員の皆様方におかれましては、専門的な見地から、また将来を見据えた活発かつ建設的なご意見を賜りますようよろしくお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小野ごみ対策課長 副市長につきましては、この後公務がございますので、ここで退席をさせていただきますことをご了承ください。

○上原副市長 失礼いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔副市長 退室〕

## 正副会長の選出

○小野ごみ対策課長 それでは、正副会長の選出に移らせていただきます。

資料2の7ページをご覧ください。小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議設置要綱の第4条にて、会長を学識経験者委員から互選いただくこととなっております。

どなたか推薦をいただけますでしょうか。

○三島委員 先ほどご紹介ありました、小金井市廃棄物減量等推進審議会の会長をご経験されております大江先生に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野ごみ対策課長 ただいま大江委員の推薦がございました。よろしいでしょうか。

(一同、うなづく)

それでは、大江委員を会長ということで任命をさせていただきたいと思いません。

会長、席をお移りいただきまして、会長に進行をお願いさせていただきたいと思いません。

[大江委員、会長席に着く]

○小野ごみ対策課長 会長、一言ございましたらお願いします。

○大江会長 ただいま会長に推薦いただきました大江です。特に一言というほどでもございません。今、減量審のほうからこちらのほうに来ておりますし、またちょうどお手元に配付されております基本計画、その前の18年度からの基本計画を立てるときにもかかわってまいりました。ただ、このとき、ごみ非常事態宣言が出ておりまして、後半のほうの見直しをできない審議会の状態を何回か経験いたしまして、小金井市は大変苦しい思いをしておりました。今回、浅川清流環境組合が立ち上がりまして前進したことは確かでございますが、まだ非常事態宣言が続いている中で新たないろいろな解決しなければならない問題があると認識しております。

この検討会議の中で皆様方の英知をおかりしながら、ぜひいい検討をしていきたいと思いません。どうぞよろしく願いいたします。

○小野ごみ対策課長 では会長、進行をよろしく願いいたします。

○大江会長 それでは、私の仕事の最初は、副会長の選出ということになります。

事務局より説明をお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 検討会議設置要綱では、会長が委員の中から指名すると規定されてございますので、会長からご指名をいただければと思いません。

○大江会長 わかりました。それでは、僭越ながら会長指名ということでさせていただきたいと思いませんが、ごみ処理施設整備等に深いご見識とご経験をお持ちの四阿委員にぜひお願いしたいと思いません。いかがでしょうか。

(一同、うなづく)

ありがとうございます。

四阿先生、よろしくお願いいたします。

○四阿副会長 よろしくよろしくお願いいたします。

〔四阿委員、副会長席に着く〕

## 2. 協議事項

○大江会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。8時までを目途にいたしまして進めさせていただきたいと思います。

まずは、協議事項の進め方について事務局のほうから何かありましたらお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 議題1と議題2について一括で説明をさせていただきまして、質疑応答後、議題3の説明、質疑応答とさせていただければと考えてございます。

○大江会長 それでよろしいでしょうか。そのような形で説明を進行させていただきたいと思います。

### 議題1 検討会議の位置づけ

### 議題2 清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）

○大江会長 それでは、議題1、議題2の説明をお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 まず議題1「検討会議の位置づけ」についてご説明をさせていただきます。資料の1と資料の2をご参照ください。

資料1の左側に記載の「清掃関連施設整備基本計画検討会議」の構成と参加組織の模式図となっております。今回の清掃関連施設整備基本計画の策定の目的は、小金井市には現在、不燃ごみ、粗大ごみ等の中間処理施設として貫井北町に中間処理場が稼働してございますが、施設設置から30年を迎え老朽化が著しく、施設の更新またはあり方の検討が必要となっております。また、中町にございます蛇の目ミシン工場跡地では、暫定施設といたしまして、空き缶及びペットボトルの中間処理や布等のストックヤードを設けているほか、小

金井市シルバー人材センター運営のリサイクル事業所が不用品の修理と展示販売を行ってございます。こちらは新庁舎建設予定地であり、新庁舎建設までの間、暫定施設として設置していることから、これらの機能の移転も喫緊の課題となっているところでございます。

そのため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の中間処理施設の再配置を行う必要がございます。そこで候補地周辺の皆様のご意見を伺い、協議する場といたしまして中間処理場と二枚橋焼却場跡地周辺のそれぞれにおいて周辺自治会等の皆様と協議会を持たせていただきながら、本検討会議において、候補地における適正な処理品目、施設規模等のさまざまな検討をいただくものでございます。

資料の上側には点線囲いで小金井市の行政及び条例上の常設附属機関である「小金井市廃棄物減量等推進審議会」を記載してございます。廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物処理基本計画や毎年度の一般廃棄物処理計画の策定に当たりまして、市から諮問をさせていただき、答申をいただいている機関でございます。ごみの処理方法や減量施策等についても審議することと条例に規定されてございますので、今回の清掃関連施設整備基本計画策定についても、ごみの処理方法の変更を伴う場合は廃棄物減量等推進審議会に諮る必要がございます。

候補地周辺の皆さんとの協議に場につきましては、資料下段の両協議会となっております。中間処理場については既に施設が稼働しておりますことから、施設周辺の住民の方とは従前から中間処理場運営協議会を開催させていただき、その中で協議を行うことをご了承いただいております。二枚橋焼却場跡地につきましては今回新たに立ち上げさせていただいた協議会でございます。

構成自治会等につきましては、資料の2、2ページをご確認ください。2つの協議会には周辺自治会、町会などの代表の皆様のほか、小金井市から環境部長、ごみ対策課長、ごみ処理施設担当課長、中間処理場担当課長が参加させていただいております。

協議会の機能といたしましては、市から提案させていただく検討案について協議いただきまして、その結果を検討会議に報告をさせていただきます。さらに、検討会議での議論の結果を協議会に持ち帰るというやりとりによりまして

議論を深めていくという流れになります。

検討会議では、市の検討素案につきまして2つの協議会の協議結果を受けながら、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の処理施設のあり方や処理方法の検討をしながら、最終的には検討会議の意見のまとめ等をいただく予定でございます。

続きまして、議題2でございます。「清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）」についてでございます。資料3をご確認ください。

表の左側に、清掃関連施設整備基本計画において検討を要する項目を列記してございます。また、「○」につきましては検討会議での検討開始時期、「●」が取りまとめ時期をお示ししてございます。

平成28年度、12月の列をご確認ください。本日の会議におきまして、議題3として「清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理」についてご説明をさせていただきます。市の概要や清掃関連施設の情報について、年度内を目途に整理していきたいと考えているところでございます。

続きまして、28年度1月の列をご確認ください。具体的な清掃関連施設整備基本計画の内容につきまして、次回以降の検討会議で議論を深めていただく予定でございます。

本日配付いたしました清掃事業の概要等に、現在の市の廃棄物等の処理の状況が記載されてございますので、お目通しをいただければと思います。

二枚橋焼却場跡地と中間処理場の両協議会とは、本年度中をめどに両候補地でそれぞれ処理する品目や処理方法を取りまとめさせていただきたく協議を進めさせていただき予定でございます。

なお、次回の協議会の開催は、中間処理場運営協議会は12月26日に、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は12月27日の開催を予定してございます。

協議会の進ちよくに合わせて検討会議でもご議論をいただきたいと考えてございます。

また、近隣の類似施設の視察も予定してございます。

続きまして、29年度5月の列をご確認ください。両候補地での処理品目等の方向性が確認できていれば、新たな施設の公害防止計画や交通量推計、概算事業費の算出等を検討していきたいと考えてございます。

続きまして、29年度7月の列をご確認ください。以上のような項目を順次検討していき、おおむね7月を目途に基本計画のパブリックコメントに向けての案の取りまとめを行いたいと考えてございます。パブリックコメントでいただきました意見に対する市の見解の公表までを平成29年度12月までに行うことを想定してございます。

表の一番下の行をご確認ください。検討会議では、パブリックコメントを実施している時期に、それまでの検討会議で出された意見の取りまとめを行っていただきたいと考えてございます。

なお、基本計画策定以降のご意見に関しまして、必要があれば提言書として取りまとめていただくことも可能と考えてございます。

これらを踏まえ、29年度3月に基本計画を市として決定していきたいというスケジュールとなっております。

議題1、議題2についての説明は以上でございます。

○大江会長 ありがとうございます。資料1、2、3につきまして、議題1、2のご説明をいただきました。全体の概要になりますが、ご質問等ございましたら出していただければと思います。

○三橋委員 三橋です。今日のこの会議は全文記録という形でよろしいですか、公開とかの。というのは、今ちょっとぱっとご説明いただいて、事前に一部の資料をいただいたのである程度わかってはいるのですけれども、細かい文言とかが書きとめするなりというのがなかなか難しかったところがありましたので、全文記録だったら後で議事録を読めばいいかなと思ったのですけれども、もし違うということであれば、今言ったようなところを、正確に資料としていただきたいなと思ったりもしたので、まずこの会議録のとり方を確認していただければと思います。

○大江会長 今の件につきまして、事務局のほう、お考えはございますか。

○小野ごみ対策課長 全文記録も要点記録もどちらも可能ではありますので、ご確認をいただく際には全文記録でもよろしいのかなと思ってございますが、最終的には、公表の段階に当たっては要点記録を私どもとしては想定をしてございました。

○大江会長 ありがとうございます。大体そういうところが多いと思いますが、

今の方式でいかがでしょうか、ご意見ございますか。今事務局からありました、確認するときは全文で確認して、公表その他のときには要点で出すと。

○三橋委員 もし問題なければ全文のほうが事務局の負担も少ないのではないかなと思いますけれども。また、全文のほうがどういった会議をしていたかというのが、皆さんに伝わるところと、もちろんたくさん書いてあるので読みづらいたころはあると思うのですが、必要があれば要点と全文と両方出してもいいかなと思ったりもしますし、そのあたりはやり方があるかなと思いますが、全文を出さなくて、こういう会議の場合はいいのかなと思います。

○大江会長 そうですね、ほかの委員のご意見、いかがでしょうか。簡潔に見られれば一番いいわけですよ、要点を見ていけば確認もしやすいし。全文を読むとなると自分の発言の修正だけでも大変ですし、その辺も含めて。記録的には全文があつて、公表のときにはチェックした後で要点というふうな提案だったので、いかがでしょうか。あるいは今、三橋委員のおっしゃるような全文でいいのではないかというのがありますが。

○三橋委員 要約しても全然いいのですが、両方出してもいいのではないかなと思いました。

○大江会長 両方出すというのは。

○三橋委員 公表するときにはですね。そうしたら、両方あれば時間のない人は要点を読むとかという形で。いずれにせよ全文記録であろうが要点記録であろうが、一回チェックして修正しなければいけないという作業は変わらない、同じだと思いますね。

○四阿副会長 四阿でございます。確かに会議録をネット等で見ますと非常に長いので、時間をかなり使ってしまうということもありますので、完全な速記録ということではなくて、要点をつかんだ形で、余り省略しないで記録したものを、例えばこういう委員、検討会のメンバーだけに配付をして、市民のほうにはもっと簡潔にしたものを公表するというような感覚はいかがでしょうか。

○佐野委員 佐野でございます。議事録を残す目的からすると2つあっていいのかなと。内部的に確認をし合うためにはやはり全文がないと肝心なことが、言った本人がもう一回確認をする、自分のために確認する。それから発言した人の意見をきちんと理解するために全文のほうが。読むのは確かに大変ですけ

れども、それは読み込んでよく理解しておかないと、この大切な検討委員会の我々の役目、特に市民の公募で出た人間としては、責務を負うためにはそういうほうがいいと。

それから、外部に公表するときどういうスタイルがいいのか。何のためにそれを出すのか。市民にちゃんと理解をしてほしいというために出すのだったら、理解していただける文書をきちんと出す必要があるのではないかと。それを議事録として出すのか、どういうデータで出すのか、それをきちんと考えた上で決めないと、問題が後々出てくるのではないかという気がしますけれども。

○大江会長 この会議が検討会議ということで意見を活発に出して、その前に協議会のほうの検討もあり、それを踏まえてまたここで検討し、広く意見を集約していくところだと思っております。そういう面では、全文の議事録を1つ出すこと、それと公表に関しては、果たして全文が逆に読みづらくなってしまいうケースもありますので、より要約したものでいいかどうか、そこは事務局のほうで検討してもらいながら、バックグラウンドに全文があれば幾らでも可能ですので、次回ぐらいまでにその辺のほかの会議との兼ね合わせも含めて、例えば協議会のほうのものがこちらのほうに実際出てくるのか出てこないかということもありますし、出てこない場合には、よりこちらのほうのバックグラウンドがちゃんとわかる全文記録をとっておきながら、要点をまとめてよりわかりやすく公表するということのほうがいいような気が私自身はいたしますので、今のところ、全文記録をとった上で要点公表を方針としておいて、また途中で問題があれば検討し直すということではいかがでしょうか。

○三橋委員 僕は反対します。

○大江会長 そうですか。

○三橋委員 すみません、僕は今までごみに関しては過去、こういった審議会を経験したことがありますして、そのときは1年間で36回160時間、ものすごく大変な審議会だったのですけれども、また、この審議会がそうなるかどうかというのもわからないですけれども、ただその時の経験から、きちんと市民に対して理解をしてもらうといったときには、もちろん要約は要約であって僕はいいと思いますが、全文記録を公表するというのは意義があると思いますので、そこは少なくとも一委員として——最終的な判断は、会長なり事務局なり

というところでご判断があったことに対して従うしかないというのはありますけれども、委員としては、そうしたほうが良いというふうに申し添えておきます。

○大江会長 これは普通、名前入りですか。

○三橋委員 もちろんですね。

○大江会長 確認のときだけ出す場合と、後ほどのところは、会長・副会長のところは出して、それ以外はA、B、Cなんていうのもありますし、その辺は今の小金井のやり方の方式でよろしいかと思いますが、三橋委員から全文でやってほしいとご意見でした。いかがでしょうか。それでよろしいですか。

○三島委員 私は要点だけで十分だと思っているのですけどね。三橋さんのおっしゃるような部分があるのかもわかりませんが、ここで議論された要点は何だったのかというのを持ち帰って説明するときに、ポイントがわかればそれでいいのではないかなという気はしますけれども。

○大江会長 これで余り時間はとりたくないのですが、とりあえずは今ほかの委員のご意見を、もしあれば伺いたいと思いますが。どちらでもいいので。事務局のほうはどうですか。全文のほうで、それだけということでは何か問題、支障はありますか。

○小野ごみ対策課長 支障は特にはございません。

○大江会長 では、私は要約のほうがと思いましたが、要約もあった上で公表していったほうが簡潔かなと思いましたが、三橋委員は全文ということで、意見は分かれていますけれども、それで行きたいと思えます。よろしいですか。

そのほかに進め方、その他、議題1、2についてご意見はございますか。検討会議の位置づけ、その他はよろしいでしょうか。

○佐野委員 言葉の定義を教えてくださいなのですが、位置づけの升の下から2番目と3番目。下から3番目はわかるのですが、2番目は何を指すのですか。

二枚橋焼却というのと、それから中間処理場とありますけれども、二枚橋はこれから検討していく施設に対する協議会ですよ。

○大江会長 はい。

○佐野委員 それに対して中間処理場というのは蛇の目跡地にあるものと貫井

北町にあるという、その2つを指すのですか。

○大江会長 事務局のほうで確認してください。

○小野ごみ対策課長 中間処理場のほうは老朽化が激しい状況がございますので更新が必要となってまいります。一方で、新庁舎建設予定地内にあります空缶・古紙等の中間処理施設につきましても暫定的な施設であるということから今後移転をしていかなければならないという形で、現在、市では中町にあるものと中間処理場を全て合わせまして2つの候補地のほうに再配置をしていきたいと考えておるところでございます。

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会につきましては新たにできた組織でございますので、そちらのほうを新たに立ち上げさせていただきましてこれから協議を行うものでございますけれども、中間処理場につきましては、もともと今現在中間処理場という施設がございますして運営協議会という組織がございます。こちらの中間処理場運営協議会の方々のご理解をいただきまして、今回の再配置についても中間処理場運営協議会の中で協議をさせていただくということでご了承をいただいたものですので、位置づけといたしましては二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、中間処理場運営協議会、同じ位置づけというふうにご理解をいただければと思います。

○大江会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○佐野委員 いや、質問している意味は、中間処理場運営協議会というのがカバーしているのは貫井北町にある中間処理場とそれから蛇の目跡地にある中間処理場、それ2つを指すのですねという質問だけなのです。

○三島委員 中間処理場運営協議会の会長をやっていますので。ここで言っているのは、運営協議会は中間処理場にかかわる部分だけです。

○佐野委員 わかりました。

○大江会長 ということでございます。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、議題3に進みたいと思います。

### 議題3 清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理について

○大江会長 議題3「清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理について」、ちょっとボリュームがありますが、資料4をご覧になっていただきたいと思えます。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 議題3「清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理について」説明をさせていただきます。資料4をご参照ください。

「1-1. 市の概要整理」としてございます。

(1) 関連計画の整理でございます。こちらは、基本計画の策定に当たりまして市の上位計画等における位置づけをまとめてございます。

1ページは、市の最上位計画の基本構想、基本計画でございます。ページ下段に計画の抜粋と関連する項目にマーカーをつけてございますが、「清掃関連施設の再配置」が掲げられてございます。

続きまして、2ページ目は環境政策部門のマスタープランとなります環境基本計画でございます。関連する項目は「新たな処理施設のあり方を検討」となっております。

続きまして、3ページ、4ページにはごみ対策課が所管いたします上位計画である一般廃棄物処理基本計画でございます。項目といたしましては【廃棄物関連施設の整備】となっております。中間処理場の更新、将来の処理機能や再配置のあり方を検討するとなっております。

続きまして、5ページから7ページは、日野市、国分寺市、小金井市の地域循環型社会形成推進地域計画でございます。こちらは、3市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえた3市域の目標や施策を定め、国の交付金活用に当たりまして必要となるものでございます。現在この計画の中で整備予定となっている施設としましては、新可燃ごみ処理施設、日野市及び国分寺市のマテリアルリサイクル施設であるため、清掃関連施設整備基本計画を踏まえて変更が必要と考えてございます。

続きまして、8ページ、9ページは地域防災計画でございます。近年、東日本大震災や常総市の水害、熊本地震などの災害が多発してございます。多摩地域においても立川断層による地震がいつ発生してもおかしくないと言われていたところがございます。災害時の報道でも耳にされている方もいらっしゃると思いますが、災害に伴い災害廃棄物やがれきの処理については、各自治体で大

きな課題として取り上げられてございます。本市においても災害廃棄物の一時保管場所を設ける必要性があると考えてございます。現在の計画では、9ページのマーカ一部分に仮置き場予定地といたしまして、中間処理場とリサイクル事業所が挙げられてございます。

関連計画につきましては以上でございます。

続きまして、10ページから16ページが「ごみ処理の現状」でございます。まず、ごみ処理フローでございます。

11ページ、12ページをご覧ください。今回の基本計画で検討の対象となるのは、可燃ごみを除く不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等でございます。処理品目ごとの中間処理施設、処分先を掲載してございます。今後の検討状況で変更が生じましたら、変更後のフローは改めてお示しいたします。

続きまして、13ページをご確認ください。「ごみの排出量等の現状」についてでございます。13ページ上段がごみの排出量、下段が各項目別排出量、14ページ上段が不燃・粗大ごみの中間処理量、下段が資源化量で、各種グラフとその傾向について記載をしてございます。いずれにつきましても、平成26年度策定の、本日お配りをしてございます一般廃棄物処理基本計画の策定時のものに、平成26年度、27年度の実績値を追記してございます。本計画の策定時には28年度の各種実績も加味し、傾向についても改めてお示しをさせていただきますので、本日はお読み取りいただきたいと思っております。

続きまして、15ページをご確認ください。こちらは一般廃棄物処理基本計画策定時点のごみの排出量の将来推計でございます。なお、処理基本計画策定時点から人口の伸び率に乖離が生じているため、今回の施設整備基本計画に合わせて改めて検証したいと考えてございますが、基本的には現在のごみ量から減少していくよう、市民の皆さんのご協力をいただきたいと思いますところでございます。

続きまして、「清掃関連施設の情報の整理」でございます。

16ページから19ページをご確認ください。まず、「現状の清掃関連施設に関する情報の整理」です。貫井北町にございます中間処理場は、主に不燃ごみと粗大ごみ処理施設となっております。中町の新庁舎建設予定地には空缶・古紙等処理場があり、空缶処理施設、ペットボトル処理施設、古布等のス

トックヤード機能を有してございます。また、同敷地内には小金井市シルバー人材センターが運営いたしますリサイクル事業所もございます。施設の位置、敷地面積等につきましては資料をお読み取りください。

続きまして、20ページをご確認ください。「清掃関連施設の再配置候補地に関する情報の整理」でございます。現在、市といたしましては、清掃関連施設の再配置候補地を現在の中間処理場敷地と二枚橋焼却場跡地と考えてございます。位置につきましては、位置図をご確認ください。

清掃関連施設の再配置候補地につきましては、次のような条件で選考をしてございます。用途地域は準工業地域が望ましいこと、ごみ処理施設は処理量が1日5t以上で都市計画決定を要すること、現に市有地を基本とすること、現に活用計画の定まっている敷地を除くこと、現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計で1万m<sup>2</sup>以上の敷地とすることの、以上5つを条件としてございます。

続きまして、21ページをご確認ください。中間処理場についてでございます。

中間処理場の敷地は、図面右下の工場棟、その北側事務所棟、西側のメタセコイヤ広場とストックヤード部分が現在の使用している敷地でございます。なお、工場棟と事務所棟の間、メタセコイヤ広場とストックヤードの間には市道20号線がメタセコイヤ広場の角に合わせましてL字型に曲がり、位置してございます。今回の施設整備計画に当たりまして、工場棟西側の現在JRが所有している敷地でございますが、JR敷地を購入することにより、市道20号線を廃止し、この敷地に内包することが可能になるため、JRとの売買交渉を進めてまいります。また、シルバー人材センター敷地は市の所有でございますので、一団の敷地としての活用を図るべく準備を進めてまいります。

続きまして、22ページが二枚橋焼却場跡地についてでございます。

西武多摩川線の西側のうち、水色の部分が府中市から購入する予定の敷地を含めたおよそ5,100m<sup>2</sup>となる土地です。点線は、府中市、調布市、小金井市の市境をあらわしてございます。

議題3についての説明は以上でございます。

○大江会長 ありがとうございます。今、議題3のご説明いただきました。こ

れについてご質問ございますでしょうか。

○三橋委員 資料はわかりやすいと思うのですが、これの意味しているところは非常に難しいなというのが正直、公募市民としては思うところです。

というのは、処理量が1日5t以上だということですが、今現状どれくらいの処理をしているのかというところがちょっとはつきりとわからなかったりしますし、あるいは1万m<sup>2</sup>以上の敷地ということで今回の2か所を合わせてあいているところが1万m<sup>2</sup>以上あるのかとか、あるいは現に市有地を基本とするとなっているのですが、現状まだ市道を廃止するかJRと交渉中というお話があったりとか、府中市は買う予定というお話なのでもう決まっているお話なのだなと思ったのですけれども、そのあたりを「現に市有地」と言っているのかどうかとか、そういったところの1つ1つがなかなか理解できなかったところがありましたので、これらの条件が実際の候補地の中でどういう意味があるのかというところを、解釈はなかなか難しいと思うので、普通に客観的事実という観点で、もちろんいいのですけれども、ご説明いただけるとありがたいと思います。

○大江会長 今そういうご質問をいただきましたが、まず現状、処理量は1日5tというこの候補地に対して現状はどうなのか。そのほか市有地についての進行状況といいますか、これから簡単にそれが市有地になっていくのかどうか、そういうのも含めて少し事務局のほうで補足説明してください。

○小野ごみ対策課長 まず処理量ですが、ごみ処理施設につきましては、処理量が1日5t以上の場合は都市計画を決定する必要があるという認識をさせていただきます。現時点において不燃系ごみ、粗大ごみ全てを合わせると日量5トン以上となるところです。ただ、協議会の資料のほうも、これから報告をさせていただきますけれども、これから協議会の中ではどのごみを組み合わせるかという協議のほうに当たってまいります。組み合わせによってはそうならない可能性もありますけれども。

○三橋委員 そうすると、都市計画決定を要するということを考えているということですか。

○小野ごみ対策課長 要する場合もあるということです。

○三橋委員 場合もある、わかりました。

○大江会長 三橋委員の質問の市有地についてはいかがでしょうか。まだ公道が入っていたりとか。

○小野ごみ対策課長 市道20号線につきましては、所管の部署のほうとは協議を進めてございまして、JRの敷地の購入がかないました場合はこちらのほうを廃道するというのも可能となります。市道を廃止しまして、そこ全体を一団地としてこれから検討するというのでやらせていただきたいということでJR側とは交渉を行っているところです。

○三橋委員 質問の仕方が悪かったのですが、現に市有地を基本とするという中に、今言った市道なりJR敷地も現に市有地の中に入っているということでもよろしいですね。20ページに現に市有地を基本とするという形で書いてありますので。しかし、実際、現に市有地ではないではないですか。

○小野ごみ対策課長 そうですね、現在は市有地ではございませんので。

○三橋委員 ですよ。そうするとここは対象外だと読めるのですけれども、そういったことではないという整理ですね。

○小野ごみ対策課長 前提といたしましては、購入をさせていただくということとで考えております。

○三橋委員 という前提で市有地だという理解で。

○大江会長 現に市有地を基本とするところがちょっと拡大解釈ということですね。

わかりました、ありがとうございます。ほかに。

○佐野委員 今回の同じ20ページの条件のところですが、2番目は都市計画においてこういう縛りがありますよという、国の法律で決まっているところのことです。それ以外は、市が期待しているというか、そういうような読み方をすればいいのですか。準工業地域が望ましいとかというのは、望ましいということは、法律ではそれは決まっていなくて、市としてはそう考えるよと。それから今おっしゃっていた現に市有地を基本とするということだとか、一番最後の項目というのは、2番目だけが法律で定められている要件だと思うのですけれども、あとは市が期待していると理解すればいいのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 用途地域につきましては準工業地域が望ましいとさせて

いただいておりますけれども、現段階において東京都の関連部署のほうと協議を行っているところでございますが、その協議の中では何らかの処理を行うという形になりますので、準工業地域という形が望ましいと言われております。

○佐野委員 非常に大切なところですよ、ここね。それ以外のところはどうですか。

○大江会長 4番、活用計画の定まっている敷地を除く。

○小野ごみ対策課長 現に活用計画の定まっている敷地ですが、具体的にこれだけの大きな敷地を有している施設というのは公園用地が主にございます。市内には大規模な公園がたくさんありますが、そちらについては現在の計画では都市計画公園として定められているところですので、そこは私どもとしては除外をさせていただいているところです。

最後でございますけれども、現在の不燃ごみ等の処理規模とか災害廃棄物のストックヤード、またそれぞれの処理の段階で、ほかの施設に運ぶときとか大型車両が入りますので、大型車両の動線等も含めると両方の施設を合わせまして1万m<sup>2</sup>以上の敷地は必要と現在のところは考えているところです。

○大江会長 という説明でございます。佐野委員がおっしゃる望ましい部分はかなり入ってはいるかと思えます。

関連、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○四阿副会長 今のところ、そういう意味では条件というのと、もうこれで決まっているのかととられかねないかもしれませんね。どちらかというの方針に近いのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 すみません、補足になりますけれども、用途地域のところですが、準工業地域が望ましいという記載がされている法律ですが、都市計画法上に「廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項」の中で1というところですが、「用途地域は工業系の用途地域に設置することが望ましい」という記載がございます。

○大江会長 法律上のそういう望ましが記されている。条件とすると、3つ以降が条件と言っていいのかどうかがありますので、公道なんかも入っていることも、「現に」というふうになりますとちょっと問題も出てきますので、何

かいい表現はないでしょうか。

○石倉委員 条件とおっしゃっているのは、市が考えるところでは条件だし、ここに入った瞬間には条件なのかという話だと思うので、そんなにこの条件がそもそも合っているか合っていないかと。繰り返しですけれども、市がどこにしましうかと考えたときには、どういう条件がいいのか。一つ目は法律に基づいて留意事項でありますし、2つ目以降はどういう条件が一番候補地としていいのだろうという話ですけれども、確かに我々がこれを見たときに「これが条件です」と言われると、決め事なのかという要件みたいな話になって、話をするのも日本語的にはしっくりくるのかなという気はしますが、条件と言われてそんなに抵抗はないのかなというのは、立場が違うので。

○大江会長 ほかの方のご意見はいかがでしょうか。

○吉田委員 用途地域は準工業地域が望ましいとあるのですけれども、今の中間処理場というのも準工業なのですか。

○小野ごみ対策課長 現在の中間処理場については準工業地域ではございません。第一種住居地域でございます。

○吉田委員 では、そこら辺はどういう。

○小野ごみ対策課長 中間処理場の建設の段階でございますけれども、多摩各市において最終処分場の延命化というところが非常に問題となりました。各市で中間処理施設をそこで建設する形になったわけですが、その段階において東京都の担当部局と調整したところで、建築基準法の48条のただし書きの中で設置をさせていただいているところですが、これからさまざまごみ処理施設を建てていく段階においては、これまでの東京都の担当部局との調整の中では準工業地域が望ましいですねという言い方になってございます。

○吉田委員 わかりました。

○佐野委員 20ページの条件のところ、今後話し合いをするときがあるわけですよ。そのときにきちんと説明していただけるということで理解しておけばいいのでしょうか。それとも、今日はもうこれを言ったからもう終わりですよということなのでしょうか。

○大江会長 いろいろ検討の幅が広がってきますので出てくると思います。条件というよりは検討方針とか、そういう意味合いだと私は思います。

○佐野委員 今の条件の2項目ですね、5 t未満であれば都市計画変更とか届けとか要らないわけですよ。だからそこで何をやるかというので、その合計が5 t未満であれば、この項目は消えてしまうので、そういうことが今後話し合いがされるのですかという。

○大江会長 集約の仕方、組み合わせの仕方と先ほど説明がありましたので、それによっては今おっしゃっているような消える可能性も出てくるのかと思いますし、そのとき、それに対してここで意見反映していけるかと思います。

○三橋委員 今、佐野委員がおっしゃられたことは非常に大事なところだと僕も思います。というのは、都市計画決定を要するというふうに、僕も詳しいことは理解していないのですけれども、でも都市計画決定を要するというだけで相当時間なり労力がかかるというのは、公募市民でもそれぐらいは理解できるところではあります。ただ、べき論として、それでもやはり配置をすべきだということであれば、そういう結論があるのかもしれないですけれども、その場合、この検討期間なり、スケジュール前提で本当に大丈夫なのかと、そういったところの話にも当然なってくると思います。

要するに、佐野委員おっしゃった今このタイミングで何か決められるという話ではなくて、非常に大きな検討要素の1つとして認識しておく必要があると思いますし、先ほどの現に市有地を基本とか、あるいは1万m<sup>2</sup>とかという話も含めて、市の考え方としては、それは理解できる場所ですけれども、それが現実問題としてどこまで合致しているのかというところはきちんと認識しておく必要があるということだと思います。

あと、個人的な考えとか理解が間違っていないかというところですが、この検討会議は設置要綱の第1条の中で「小金井市中間処理場及び二枚橋焼却場跡地における不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の適正な処理品目、施設規模等の施設整備の方針となる」という形でそのあともいろいろ書いてあるのですけれども、要は検討できるのは小金井市中間処理場と二枚橋焼却場跡地における施設整備方針という記述が検討会議の要綱の第1条になっており、また、候補地以外の地域の方がいらっしゃらなかつたりもあるので、もちろん候補地が適当な場所かどうかというのは当然議論があるとは思いますが、候補地以外の場所の話をする、一気にそこはまた風評被害の話ですとかいろいろ

ろと問題になるケースがごみの場合はありますので、そういったところは検討対象とは違うのかなというところは、会長、それはそういう考え方でよろしいですか。

○大江会長 その特定されているという……。

○三橋委員 候補地以外に特定された場所をあげて、ここにしたほうがいいのではないかと、そういう話というのは、ここの検討会議の要綱上の内容とは違うものだという理解でよろしいでしょうか。

○大江会長 そうですね、そう思います。

○三橋委員 ありがとうございます。

○大江会長 ほかにいかがでしょうか。

○四阿副会長 ちょっと古い記憶で間違っているかもしれないのですが、5 t以上の都市計画決定を要するというのは、これはもう条文をご確認されていますか。たしか都市計画法15条施設のことかなと思うのですが。これは都市計画決定を要するのではなくて、都市計画決定で支障がないことを確認するような話ではなかったかなと思うのですけれども、古い話で私の記憶違いかもしれませんが、これは事務局のほうでご確認されたほうがよろしいかと思えます。

○大江会長 今すぐわかりますか。

○事務局（佐藤） 今の都市計画法の関係でご質問がございました。都市計画決定というお話ですけれども、これは実は幾つか法令がいろいろとかかわってくるところでございまして、ちょっと長い説明になってしまうかもしれないですけれども、まず当然、廃掃法という形になります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」というものがあって、廃掃法と通常言われているもので、その中の第8条の第1項というところで「ごみ処理施設で政令で定めるもの」という規定がございます。では、その政令というのとは何かというと、それが施行令と言われていまして、その第5条の第1項で、ごみ処理施設というものの定義がございまして、1日当たりの処理能力が5 t以上のごみ処理施設という位置づけがされております。一方で、では躯体を建てますよということになってくると今度は建築物ということになりますので、建築基準法という法律が適用されます。その第51条では、都市計画においてその敷地の位置を決定する、そこにおいてはごみ焼却場もそうですけれども、先ほど言った「その他政令で

定める処理施設」、これが先ほど言った5 t以上に当たると。この場合については都市計画審議会の議を経なさいという形の表記がされていると、法律上の整理でいうとそういったことになります。

一方で都市計画法ではどうなのかという形になりますと、その第11条で都市施設と言われているものが位置づけられてございまして、今中間処理場にあるところが都市施設に当たるのですけれども、そこでその他の処理施設、先ほどお話しした5 t以上というものが位置づけられていると、そのような形になります。

○大江会長 なかなか難しいのですけれども、以上の説明。

○佐野委員 今のをまとめると、5 t以上になると勝手にできませんよと。我々の思っていることどおりにいきませんよと、その法令の中で手続を踏んでいかないと先へ進みませんという理解でいいわけですよ。

○大江会長 はい。

○石倉委員 今のお話は、私も不勉強で申しわけございません、事務局の方にお願ひ、もしもできればですけれども、写しとかその辺を、次回でも構わないので、この話、要するに多分ここからこの法律に飛んで飛んでだと思ふのですけれども、ネットとかで探すのは結構大変だったりするので、もし差し支えなければ著作権とかの関係があるかもしれないですけれども、資料として写しなどをいただけると、とてもありがたいなと思います。

○大江会長 わかりました。著作権は法律のほうですから問題ないと思いますので、次回よろしくお願ひいたします。

○三橋委員 その観点でいいますと、先ほど佐野委員からもお話があった、要は何がどこまでが法律で、どこまでが市の考えかというのが明確にわかるような形で資料なりご説明なりを整理していただけるとありがたいかなと思います。

○大江会長 それは、疑問を感じたときに出していただきながらやっていきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は全体の概要説明という位置づけだと思いますが、議題1、2、3、資料1から4で進めてまいりました。この後まだ報告事項がありますので、まず時間はございますけれども、もし質問が特になければ報告事項のほうに入りた

いと思いますが。

○三橋委員 質問というわけではないのですが、多分もう皆さんはわかっているんですけどあえて言っていないのだと思うのですが、この検討会議で、パブコメがもう9月に始まるということを考えますと、実質1年どころか9か月、10か月の期間しかないというところの中で中間まとめや基本計画案をつくっていかなければいけないというところだと思いますので、かなり大変な作業なのかなというのが正直思うところでした。

その中で、今日はそんなにまだ突っ込んだところになっていないと思うのですが、この後のスケジュールなり議論の進め方については、こういった内容なので、うまく市のほうから資料をいただいてすぐにぱっと決まればそれはそれで、そのとおりになればいいなと僕も思っていますけれども、実際そうなるのかどうかというところはわからないところもあるのではないかなと思いましたので、そのあたり会長におかれましては、丁寧など、僕が言ったら何なのですけれども、このスケジュールの中でどのように議論を進めていくかというところについてはもう少し細かく、何をどのようにやっていくかというところが見通しできて、ここまでに何をやらなければいけないところがわかるようにしていただけるとありがたいかなと思った次第です。これはあくまで意見です。

○大江会長 そうですね、私もこのスケジュールを拝見しまして、2年度にわたりますけれども、実質まさに10か月程度のところで全部出していかななくてはならない、非常にタイトなスケジュールが実際だと思います。検討を非常に限られた時間の中で出していってパブコメまでとっていくわけですから、来年のほぼ7月ぐらいまでが実質的なところですよ。その後はフォローアップ的にやっていくところはかなりありますけれども、非常に短い中で理解し、それから検討し、しかも、これは我々が検討先行は余りできないのではないかという部分がありまして、両協議会といいますか、そちらのほうの行ったり来たりを踏まえてこちらに出してもらったのをまた検討して、こちらの意見なりもまた検討してもらおうという形ですので、大変忙しく、時間的には厳しい中でやる形になるかと思えます。そういう面ではどれをどうと私もまだ全く見当つきませんけれども、むしろ両協議会の検討がうまく進行してもらわないと、こちらのほうにも影響が大きく出るという形はこのスケジュールから見て考えられる

ところだと思えます。

できるだけ事務局のほうで整理して出してくださると思えますけれども、そういう状況がありますので、ここは両協議会に向けてのよりコンセンサスが作りやすい、地元だけではなく小金井市、並びに近隣市とのコンセンサスも作りやすい大所高所に立った議論といえますか、提案も含めて出していく場にもなるかと思えますので、ぜひ英知を集めてやっていければと思えますので、よろしく願いいたします。

それでよろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ報告事項のほうに入らせていただきたいと思います。

#### 4. 報告事項

##### 報告1 第1回協議会の報告

○小野ごみ対策課長 それでは、報告事項「第1回協議会の報告」について説明をさせていただきます。

資料5をご確認ください。中間処理場運営協議会は11月16日、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は翌日の11月17日にそれぞれ開催をしております。

資料5の2ページ以降には、協議会で配付いたしました資料を添付しております。当日は協議会の位置づけ、検討会議へ参加いただく委員の選出、清掃関連施設整備基本計画の検討方針等につきまして説明をさせていただいております。要点録を公表することを協議会から承諾をいただいておりますので、協議会での確認を経て検討会議でも情報を提供させていただきたいと考えております。

概要ですが、口頭で説明させていただきます。

資料5の数ページ後の協議会資料5「清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方」の2地区の施設整備検討フローをご確認ください。大きく3つのステップを踏んで検討することを提案させていただきました。

ステップ1としては、①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設、②プラスチック選別・圧縮処理施設、③リユース品展示販売所、④びん処理施設、⑤ペット

ボトル選別・圧縮処理施設、⑥空き缶選別・圧縮処理施設、⑦古紙・布ストックヤード、⑧災害廃棄物一時保管場所、この8つの処理機能につきまして、処理・選別工程といたしまして相関性が高い処理施設は1カ所にまとめた組み合わせを検討することとさせていただきます。

ステップ2としては次ページでございます。この資料でいうと3ページですが、不燃・粗大ごみの中間処理施設の民間委託について検討すること。

4ページ、ステップ3として、ステップ1及び2までで絞り込んだ施設整備方針の組み合わせに対しまして、2つの地区、中間処理場、二枚橋焼却場跡地のどちらの敷地にどの施設を設置するかを検討すること。

以上のステップで検討をまいります。

また、「処理のあり方の研究」と記載しまして、周辺自治体と、今回検討するごみ処理品目のうちの一部につきまして、処理コストの合理化等を目的とした連携も視野に入れることについて、本市として研究を行っていくことに関しましてご提案をさせていただきます。こちらは特に資料はございません。

すみません、先ほど説明させていただきましたそれぞれの協議会の報告資料5のところ添付がされていない資料がありますので、そちらを今机上に配付させていただきます。（資料配付）

こちらの次第のほうに、3の協議事項の議題2として「その他（処理のあり方の研究）」という記載がございます。周辺自治体との一部連携に関する研究ですが、繰り返し説明をさせていただきます。

「処理のあり方の研究」と記載しておりまして、周辺自治体と、今回検討するごみの処理品目のうちの一部につきまして、処理コストの合理化等を目的といたしました連携も視野に入れることについて、小金井市として研究を行っていくことについてご提案をさせていただきます。

こちらについて補足の説明ではありますが、現在、新しい施設を建設するに当たりましては、国のガイドラインの中で周辺自治体との共同処理、広域支援等についても研究をすることと記載がさせていただきますので、それに基づいて、今回小金井市として研究を行っていくことについてご提案したものです。

2つの協議会の次回の開催ですが、中間処理場運営協議会については12月26日、二枚橋焼却場跡地周辺自治体等協議会については12月27日の開催

を予定しています。

第1回協議会の報告については以上です。

○大江会長 ありがとうございます。資料5の中に資料番号がまた入っていたりしてちょっとわかりづらかったと思いますが、協議会が開かれまして、その報告資料ということになります。そこに、今配付されたそのときの目次が加わったというのが資料でございます。

この報告についてご質問がありましたら、どうぞ出してください。

○佐野委員 協議会の資料の議題2、研究をするというテーマですね。これはどなたがやられるのですか。

○小野ごみ対策課長 それは小金井市、私ども担当部局として研究をさせていただくということです。

○佐野委員 部局の中で研究しますよということで、ではこの検討会議とは関係ないですよというふうに理解していいのですね。

○小野ごみ対策課長 2つの協議会にはご提案をさせていただいてございますので、協議会の議論の進ちよくによっては検討会議のほうにも影響する部分はないとは言えないということで現時点においてはお答えをさせていただきます。

○石倉委員 素朴な疑問として、16日に中間処理場運営協議会があつて、17日に二枚橋の自治会等協議会ですけれども、資料として二枚橋のほうの次第はあつて、中間処理場運営協議会のほうのものはないというのは何か理由があるのですか。単純に、資料の疑問として、中間処理場で同じものがあるのかなのかというのが素朴な疑問だったのですが。

○小野ごみ対策課長 まるっきり同じものでございます。

○石倉委員 同じものがあつて、日付の違うものが。

○小野ごみ対策課長 そうです。

○石倉委員 ということですね。

○大江会長 そういうことですね。2つの協議会で同じ資料を説明したということだと思います。

○三橋委員 今の関連ですけれども、今後はずっとまるっきり同じかどうかというのはわからないわけですよ。完全に全く同じものが今後出てくるのですかね。

○小野ごみ対策課長 基本的に進ちよくが同じような状況で進む場合は、同じ資料を提出させていただく予定ですが、進ちよくによっては例えば2回続けて片方の協議会だけをということも状況によってはあるかなとは思ってございます。

○三橋委員 わかりました。開催場所は。

○小野ごみ対策課長 一緒です。

○三橋委員 一緒なのですね、わかりました。では、それが前提で我々も見るようにします。

○大江会長 ほかにいかがでしょうか。

○三橋委員 今こういう形で報告いただいて、報告事項なのでこれについて何か議論をするとかということではないのかなと思っはいるのですけれども、一方で、似たような資料がちょっとずつ違っていると逆に疑問なり質問なりを思うところもあったりするかなと。

例えば、資料7で検討会議、まさに我々の会議との関連性という内容の資料が出ていたりとか、あるいは基本計画の協議の進め方という内容が書いてあるのは非常にわかりやすくてと思うのですが我々の会議には資料としていただいていません。こういった内容については議論をここではせずということでしょうか。また、敷地条件なども若干資料が違っているからここについていると思うのですけれども、何でかなと思ったりも、逆に疑問を呼んだりするところかなと思ったりするので。

○大江会長 これはより丁寧に報告してくださった、こういうことを協議会のほうで話しましたということだと思っはいるのです。2つの資料が大きく違っていたりしていれば問題になりますので、それはまた後でよく見ていただければと思います。

協議会のほうにもここで出る資料と同じものが提案されて検討して、むしろ我々はその検討を受けてまたご報告、この報告は大事だと思います。そちらのほうで今度どんな、そこで議論されたかというのを報告を受けて、それを踏まえてまた考えなくてはなりませんので、そういう面では、両協議会での報告が違っていたら、違った資料になってくると思っはいると思います。今のところは同じものとして報告されたということだと思っはいると思います。

○三橋委員 では、この資料をもとにして、両協議会でどんなご意見とか、どういったような話だったのかというところについては、今日のところは特に報告することはないということですか。

○大江会長 特段の報告がありましたら出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○小野ごみ対策課長 両協議会の会議録をこれから確認させていただく形になりますので、具体的に第1回目の協議会でどういうことが議論されたという報告については、今日の段階ではお示しできる準備はありません。

○三橋委員 そういう形になるわけですか。ということは、逆に言えば、今後の協議に関しましても議事録がきちんと確認されるまでは、会議を開いたとしてもその報告というのはいけないというような話になるのですね、そういうことですよ。

○大江会長 概要はできるのではないかと思います、全部ではなくて。

○小野ごみ対策課長 どういうことを協議したかという部分とか、大きな内容等については両協議会からも代表の方がこれからご参加いただく形になりますので、状況によっては報告はさせていただきますけれども、細かいご質問の内容等につきましては議事録の確認をいただいてからという形になると思います。

○大江会長 議事録は、次回のこの会議の前に配付されますか、出る予定ですか。

○小野ごみ対策課長 第2回のときに議事録の案といいますか、私どもが取りまとめた議事録については両協議会のほうにはお示しをさせていただきます、そちらをご確認いただく時間をとっていただいた上で、また最終的にその次の協議会のほうで決定という形になると。

○大江会長 協議会は、12月にも開かれるようですので、第1回の議事録はいつごろ出るのでしょうか、会議録。1回、2回。要するに次の我々のこの会議の前にその2つの協議会の概要が出ていれば、今の質問はかなり実質性も担保できるかと思いますので。

○佐野委員 今に関連してですけれども、協議会が検討している内容あるいは質問内容、それに対して行政がどう答えているかという内容は、議事録できちんと示されたものをもとにして我々は検討するのか、あるいはそれを口頭で

聞いたものをもとにしてここで検討するのか、それははっきりしておいたほうがいいと思うのですけどね。

○大江会長 そこは時間的な問題があるので難しいかなと思うのですが、今、佐野委員がおっしゃったような形で、議事録確定版でやれば一番いいのですが。

○佐野委員 いや、やれるかやれないかではなくて、それをしないと我々伝聞で聞いたものに対してああだこうだと言っていいのかどうか。そういうことをきちんと明確にしておきませんか。今回のこういう検討会議は非常にナイーブな問題をいっぱい抱えていると思うのですよ。それを明確にきちんとしていかないと、どこかでボタンをかけ違えてしまうと取り返しがつかなくなってしまふ。そういう意味でも、この検討会議で検討するときには、正式にそういうふうなことですよということにいただかないと。大丈夫ですか、できますか。

○大江会長 それもありますが、先ほどの資料1の図でわかりますように、ここでいろいろ話し合われたこともまた持ち帰り協議となっていますので、両協議会でもまた、こちらの議事録がちゃんと出たので持ち帰り協議するのかとかという話にもなってきますよね。だから正確、もちろん行ったり来たりの話なのですが。

○三橋委員 佐野委員のおっしゃるとおりではあります。やはりきちんとしたものがないとしっかりした議論ができないというのはおっしゃるとおりですけども、一方で議事録は少なくとも普通は、最速でやっても2週間、下手すると一個一個チェックして、諮ってという形になると、場合によっては1か月かかるようなもので、ではその間、我々がずっと検討できずに待っていて、しかも、こちらの議事録がないと向こうも検討できないという話になってくると進まないところもあるかと思えます。

これは三島さんなり、あるいは実際今日来られていない二枚橋の方のご意向とかもあるとは思いますが、そういった方と調整いただいて、ある程度こういったような内容だということをお口頭ベースで説明することで議事の流れなりを理解できれば、我々は協議会で発言されたことを一字一句チェックできなければ議論ができないということではないと思えますので、そのあたりの、こういったところは大事なポイントだということをおうまくまとめてい

ただいで次回までに報告いただければと思います。

今日は、まるつきり報告がなかったのですが、そういうことはできないのかなと思ってしまったのですが、別に議事録がなかったとしても、こういったところが主な意見としてあったとか、こういったところがポイントでしたみたいなところを整理しておいていただけると議事はしやすいのではないかと思います。

○三島委員 1回目の協議会のことを言いますと、大まかなスケジュールの説明と今後の進め方、それからこの会議のあり方というふうな説明があったのです。要は基本的な考え方、進め方の理解だけで1回目は終わっているのです。だから、この資料で十分なのです。

○三橋委員 ありがとうございます。

○三島委員 今後もし何かあれば運営協議会のほうではこういう意見がありましたよと、参考になることがあれば説明もしますし、逆に質問いただいてもいいと思うのです。今、二枚橋、中間処理場の跡地をどういうふうに使っていくのだという考え方を進めていくのだよという理解の上ですから、今度はこれから細かいところはここで議論されたものを持って帰って、それで協議会の中でまた説明していくという形にしたいと思っていますけれども。

○三橋委員 ありがとうございます。

○柿崎委員 二枚橋のほうも同じです。あと要綱とかそういうところの内容についての確認作業とか、そういうところについても意見は出ていました。私は向こうの協議会にも出ていますので。

○大江会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

前回の協議会の議題は今おっしゃっていただいたような形であったということです。ほぼ今やってきた概要的なものですね。今回ここも今その段階でいくと本格的議論に入っているわけではございません。

ただ、二枚橋のほうについては環境部長になるのかと思いますが、正式代表はいつごろ。

○柿崎委員 正式代表については次回の27日に決めるということで。

○大江会長 ということですね、わかりました。空白ということで、これは次回ぐらいまでに入る予定ということですね。ぜひ早目にここは決まっていた

だかないと進行しないかと思います。

ほかにこの報告事項についてございますでしょうか。

○石倉委員 今、三島委員から前回こういうことがありましたよ、こういう話でしたよと、かなりご説明いただいて十分理解できたのですけれども、今後は恐らく二枚橋のほうの代表の方と市の事務局の方が検討会議に出ると思うので、次のときは、今みたいな話として口頭でこういう感じでしたという話が入るのか、議事録は難しいのですけれども、何かしらこの形に、これにこんな内容でしたとワンペみたいのが入るのかというと、イメージは今日みたいなイメージになるのですかね。

○大江会長 正式なそういう協議会が軌道に乗ってくればそこに事務局も入っていますので、要点はまとめて、少なくとも出て、さらに補足があればという形でやっていかないとなかなか動かないと思います。

○三島委員 だからポイントだけは、概要だけはまとめていただくなりして、ここについてはこういう意見でしたよと、細かいところについて口頭で説明すれば皆さんお聞きになっていて、ああここはそうだったのかとまた質問が出てくるでしょうし、そういう進め方のほうがいいのかと私は思っていますけどね。

○事務局（富田） 補足でご案内させていただきます。

協議会の報告ですけれども、資料番号5番で「第1回協議会の報告」という鑑文となっております。今回につきましては、当日配付資料の案内ですとか、会議の進め方について、先ほど三島委員からおっしゃっていただきましたように、そういったことの説明が主となっておりますので、ここに特段決定事項などの記載がございませんが、今後協議会の中で一定の協議の進ちよくですとか決定事項が見られた場合には、こういった形で概要はお示しをさせていただきます、必要に応じて口頭での補足などをさせていただくようになるかと考えております。

○大江会長 ありがとうございます。そういう形で進めたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

#### 4. その他

○大江会長 それでは、4の「その他」に入りたいと思います。事務局で「その他」ありましたらお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 次回の検討会議の日程です。具体的な日程はまだ決まってございませんが、年明けの1月中旬もしくは下旬での開催を今現在考えてございます。

また、施設見学につきましても年度内に実施をしたいと考えてございます。具体の日程等につきましては改めて調整させていただければと思っておりますので、事務局よりご連絡をさせていただきます。

○大江会長 以上でございますが、よろしいでしょうか。初回はこれぐらいにしたいと思いますが、特でございますか。

○佐野委員 予定として大体月に一遍とか、何か予定があるのでしょうかね。

○大江会長 今12月の初めですので次が1月。施設見学なども入れたりすればもう少し頻度がありますけれども。

○佐野委員 そういうものは何か今予定としてどういう、1か月に一遍ぐらいやっていきますよとか、この検討会議はそういう予定が今ありますかという質問です。なければいい結構です。

○大江会長 事務局、いかがでしょうか。

○小野ごみ対策課長 事務局としての想定ですが、目安としては3か月に2回という形で考えてございます。

○大江会長 3か月に2回。

○石倉委員 協議会のほうの資料に載っているように、12月、2月、3月で、これ報告・持ち帰り協議がこういうふうにフローしているのですけれども、まさにおっしゃっているこのイメージですか。基本はこちらのほうで、協議会がそれぞれあつてのここがあつて、また協議会があつてというスパンで、多分その繰り返しでこの持ち帰りが12月、2月、3月となっているのですけれども、このイメージで大体合っているのでしょうか。

○三橋委員 ただ、今1月中旬とおっしゃられたので細かいところは違ったりとか、これだと回数もかなり少なく、この資料上の1個の線が1回分だとちょっとそれはまた違うのではないかと思いますけれども。

○小野ごみ対策課長 おおむね3か月に2回ということになります。

○大江会長 3か月に2回だそうでございます。なかなか忙しくなりますが、ぜひご協力、ご検討をよろしくお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 現時点での候補でございますけれども、次回は1月23日の月曜日か25日の水曜日を基本として調整をさせていただければと思います。

○大江会長 23か25、この日はもう既に入っていてだめという方はおいでになりますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

では、今のところその2つあいておりますので、事務局のほうで、その2つでご検討いただければと思います。ありがとうございます。

大変長時間ご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

閉 会